

## 令和6年度第2回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 摘録

### 1 日時

令和7年3月24日（月）午後1時30分～午後3時

### 2 場所

京都市役所本庁舎第1会議室

※対面形式及びWeb会議形式を組み合わせたハイブリッド形式

### 3 出席委員等

高岡委員長、石田副委員長、佐々木委員、中野委員、哈布尔委員、本多委員、松山委員、村井委員、山口委員、山下委員、水落オブザーバー（欠席：小谷委員、米澤委員）

### 4 議事内容

#### (1) 産業廃棄物処理指導に係る令和7年度の取組計画について

資料1-1に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換を行った。

**委員**：排出事業者に対する立入指導（資料1-1の1ページ）について、令和7年度は多量排出事業場に対して重点的に取り組むのかと思ったが、立入計画数は15件と従来と変わらず、一方で、さんばい適正処理・3R推進事業場の立入計画は25件と増えている。理由があれば聞かせていただきたい。

**事務局**：立入計画数に差があるのは、多量排出事業場とさんばい適正処理・3R推進事業場では準備等を含め必要な時間や目的、効果が異なるためである。前者は事前準備や現地確認に時間を要するが、いわゆる大企業が中心であり、減量や再資源化の促進を働きかけることが効果的である。一方、後者は基本的なルールを守っているかといったベーシックな立入で、増加傾向にあるが、裾野を広げるものであり、こちらも継続的に取り組んでいきたいと考えている。

**委員**：京さんばいポータルに太陽光パネルの適正処理リサイクルのページを拡充することは良い取組である。太陽光パネルの適正処理について多くの相談を受けるが、発電事業者といった大量に廃棄する事業者以外にも、様々な企業が規模に関わらず排出しており、廃棄方法に困られている。太陽光の適正処理に向けた取組を力強く進めてもらえるとありがたい。

**事務局**：京さんばいポータルを充実させ、京都府域での処理場についてPRしていきたいと考えている。

**委員**：産業廃棄物処理業者に対する取組について、現在、京都府産業資源循環協会が加入事業者を巻き込んで、様々な取組を発信し、処理業者の地域活動の参加を促進されていると認識している。京都市・京都府においても、処理業者が許可申請等に来られた際に、同協会への加入促進をされたらいかがか。

**事務局**：本市に、排出事業者から処理業者を探しているという相談があった際には、京都府産業

資源循環協会に問い合わせいただくよう案内しており、同協会の加入事業者が増えることは重要であると考えている。本市では、同協会への加入リーフレットを配架しているほか、事業者の許可申請時などに加入案内をしている。義務付けは難しいが、できることは協力したいと考えている。

**委員：**市民に対する取組のエコツアーについて、産業廃棄物処理業及び施設に対する市民のイメージ向上が京都市の目的であれば、エコツアーに加えて、6ページの処理業者の地域活動への参加の促進に注力することが、結果として市民の産業廃棄物処理施設のイメージ向上に繋がるのではないかと。

**事務局：**エコツアーについて、参加者の数は微々たるものであるが、非常に気づきの多い見学会である。また当課が所管している「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」などでも、産業廃棄物処理施設について、市民に対して公開する努力義務を規定しており、処理業者に、新たに見学を受け入れ始めていただく、或いは既存の見学ルートのブラッシュアップといったことにつながるように、この企画を進めたいと考えている。

**委員：**産業廃棄物関係の諸手続におけるオンライン化（資料1-1の3ページ）について、単にメールに報告書を添付して送付することではなく、例えば、項目に入力するというものを指すという理解でいいか。

**事務局：**お見込みのとおり、本市が用意したフォームへの入力を指している。報告や数字の集計について双方の手数が減らせるようにオンライン化を推進しているが、まだ現状では2割程度しか御協力いただけていない。

**委員：**不適正処理事案への指導件数について、不適正事案が減っているという理解でよいのか。指導指針の10ページに厳正・迅速に対応すると記載されており、指導しているのは分かるが、事案は解決しているのか。

**事務局：**不適正処理事案の指導件数の数字については、令和6年度は12月末現在の数字ではあるが、令和4年度、5年度と比べて少なくなっている。内訳としては、令和4年度下半期から計上方法を変更し、産業廃棄物の不適正処理が確認できない案件については、指導をしても計上対象外としていることと、令和6年度は野焼きに関する通報が減少したことである。

継続指導案件数について、数字を申し上げることは出来ないが、一定数は解決に至っているものの、大半がそのまま指導継続案件として残っている。

**委員：**エコツアーは、団体の申込はできるのか。

**事務局：**企画はまだこれからの段階で、定員数などこれから検討するところであるが、団体での見学を希望であれば、一般市民向けに申込みを広く募るようなものではなく、個別の企画が可能と考えられる。団体単位の取組というのは非常にありがたいことだと考えているので、個別に御相談をさせていただきたい。

**委員：**来年度、京都工業会では、人材育成のための若手への勉強会のなかで、サーキュラーエコノミーを取り扱うことを検討している。サーキュラーエコノミーの基盤づくり事業について、京都市で考えている内容が分かり次第で共有いただきたい。

**事務局：**出来る協力は惜しまずしていきたいと考えており、事業が具体化をしていった暁には情

報共有をさせていただく。また広報などで協力いただけるといったことがあれば非常にありがたいと考えている。

**委員**：低濃度PCB廃棄物に対する取組について、保管している事業者をどの程度把握しているのか。また、令和7年度取組内容について、立入検査の数も含めて具体的に考えていることがあるのか。

**事務局**：低濃度PCB廃棄物を保管している事業者については、231事業者把握している。具体的な取組内容については、中小企業を対象に、処分及び運搬に係る費用の大半を補助する制度があるため、同制度を案内しているところ。また、現在、環境省が実態調査をしているところであり、調査結果を踏まえて、機敏に対応していきたいと考えている。

**委員**：低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月末が処分期限であり、国で議論をして、方針が示されるとは思うが、これから廃棄物以外のいわゆる疑い物も、届出をしていただくということになると思う。期限が決まっており、今が勝負の時と思うため、是非対応をお願いしたい。

**委員**：エコツアーについて、例えばユーチューブなどで、事業者の活動や処理内容などをコンテンツとして残すことで、参加していない方でも理解が深まるように工夫ができないか。

**事務局**：エコツアーについては、具体的な事業概要はまだ検討段階であるが、見学に付随した学習をどのようなものにするかなど、企画するうえで、工夫する余地が大きいと考えている。

コンテンツとしての動画配信については、企画する中での論点の1つとして検討したいと考えているが、見学会を動画で撮影して載せるのと、事業者を紹介する動画を載せるのだと、後者の方が分かりやすいと思うため、見学会と、動画コンテンツは分けて考えた方がいいと考える。

産業廃棄物処理業を身近に感じてもらうためにどのような情報発信ができるか、同じ問題意識を共有していると思うので、京都府産業資源循環協会と相談しながら進めていきたい。

**委員**：サーキュラーエコノミーについて、今回は環境総務課が事業をするということであるが産業分野の担当部局とも連携する必要があると思う。もう少し、新たにされる基盤づくり事業の内容について分かることがあれば教えていただきたい。

**事務局**：サーキュラーエコノミーの基盤づくり事業については、事業内容の具体化はこれからであり、本市の産業部門との連携を図る必要はあるものの、どのような連携ができるかというところも含めてこれから検討していく段階と聞いている。

産業部門は、伝統産業などテーマが多い中で、サーキュラーエコノミーについては、どちらかというと、環境部門中心で考えているのが実情であり、産業分野への浸透について課題が多い状況である。事業が具体化した際に、しっかり連携できるように、情報共有を進めていきたい。

**委員**：PFAS・PFOAを含有する廃棄物に関する取組、指導計画があれば教えていただきたい。

**事務局**：PFAS・PFOAを除去する際の活性炭の処理等について、環境省から出ているPFAS処理のガイドラインに基づき指導を行っていく予定である。

委員：有害使用済機器保管等届出制度の運用について、今後、物品や部品などを含めて包括的に規制する方向に進むということになると、これまで産業廃棄物と認識せずに、収集し保管している事業所も対象になってくる。これまで想定していないところに立入をする必要があるかもしれないため、そのような点も踏まえ、今後の対応をお願いしたい。

## (2) 京都市産業廃棄物実態調査の実施及び京都市産業廃棄物処理指導指針の見直しに向けた検討の進め方について

資料2に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換を行った。

委員：産業廃棄物は広域的に移動するが、今回の調査で、市内で排出された産業廃棄物が市外でどのように処理されているか調査するのか。

事務局：産業廃棄物の広域移動状況に関しては、前回の実態調査でも調査対象にしていた。ただし、調査手法として、処理業者に対して実際の量をアンケート調査するという手法を採るのか、推計するという手法をとるのかについては、前者の方がより実態に近い数字が出るかと思うが、環境省のガイドラインによると、その手法は一般的ではなく、推計手法の方が一般的である。何らかの形で、広域移動状況については調査対象にはするが、調査手法については、府とも相談したうえで検討をしていきたい。

委員：指導指針の見直しの際には、市が過去から取り組んでいるカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーといったほかの計画と、指導指針をどこまで整合をさせるかを考える必要がある。

また、焼却ではなくリサイクルを進めていくとしても、地元の同意が得られずリサイクル施設が作れないケースがあるかと思う。この点について、今後、新たな方針を作り、リサイクル施設を増やしていく考えがあるのかを次回以降確認したい。

委員：実態調査のアンケートの回答方法は、書面かオンラインか。回答の仕方を選べるのか。

事務局：郵送だけでなく、例えばメールやフォーム入力での回答も考えられるため、府と相談して検討したい。

府：回答者の御負担にならないよう、また回収率を上げることも重要なため、市と相談のうえ検討したい。

委員：事業者の負担、また、集める側の負担にもならないように是非検討していただきたい。

委員：今回は処理業者へのアンケートは行わない予定か。

事務局：前回調査では処理業者へアンケートを行ったが、府も行っておらず、今回は府と合同で調査を行うため、現在のところ予定していない。